

労働衛生週間の実施について

**岡谷労働基準監督署
安全衛生課**

令和3年度 全国労働衛生週間実施要綱

本週間：10月1日から10月7日まで
準備期間：9月1日から9月30日まで

全体（主）スローガン：

向き合おう！ 心とからだの健康管理

副スローガン：

うつらぬ うつさぬ ルールとともに
みんなで守る健康職場

労働衛生分野の課題等

- 過労死等事案の労災認定件数は、令和2年度には802件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている。
- 新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上の労働災害は、令和2年には6,000人以上発生している。
- 高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。
- 日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想される。

労働衛生分野の課題等

- 化学物質に起因する労働災害については、特定化学物質障害予防規則などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが全体の8割を占めている。
- 職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間1,000人を超えている。
- 石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。
- 災害性腰痛をはじめとする業務上疾病は、長期的にも減少していない。

全国労働衛生週間及び準備期間中に実施する事項

(本週間)

- 1. 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視**
- 2. 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示**
- 3. 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰**
- 4. 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施**
- 5. 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施**

準備期間中に実施する事項

重点事項

1. 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
2. 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
3. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
4. 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進に関する事項
5. 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
6. 石綿による健康障害防止対策に関する事項

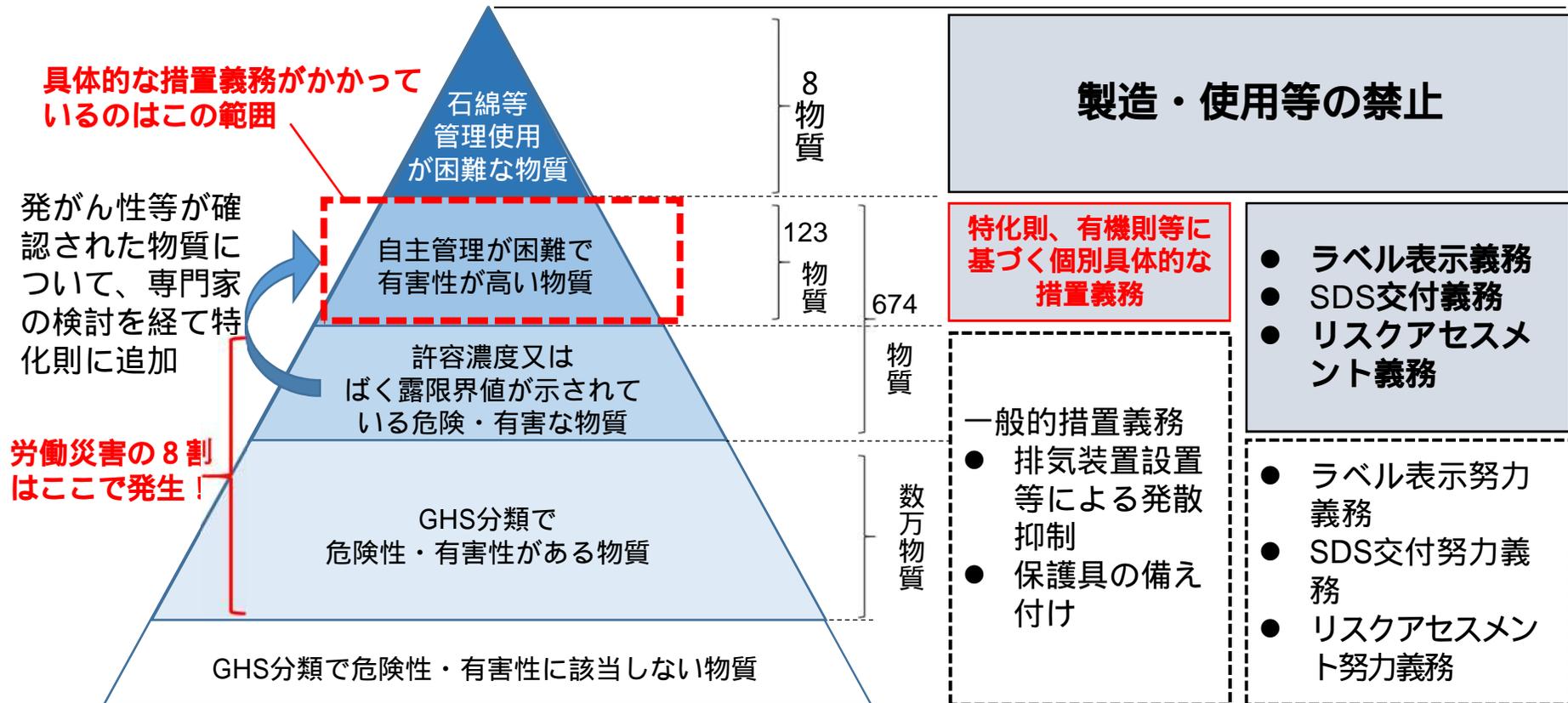
準備期間中に実施する事項

重点事項

7. 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
8. 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
9. 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
10. 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
11. 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）

- 国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して危険性・有害性の確認・評価を十分にせず規制対象外の物質に変更し、対策不十分により労働災害が発生（規制とのいたちごっこ）



化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

- 特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、



危険性・有害性が確認された**全ての物質**に対して、**国が定める管理基準の達成**を求め、達成のための**手段は限定しない**方式に大きく転換

<新たな仕組み（自律的な管理）のポイント>

国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された**全ての物質**に、以下の事項を義務づけ

- ・危険性・有害性の**情報の伝達**（譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付）
- ・**リスクアセスメント**の実施（製造・使用時）
- ・労働者が**吸入する濃度**を国が定める管理基準以下に管理

発散抑制装置による濃度低減のほか、呼吸用保護具の使用などもばく露防止対策として容認

管理基準が設定されていない物質は、なるべくばく露濃度を低くする義務

- ・薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐための**保護眼鏡、保護手袋**等の使用

労働災害が多発し、自律的な管理が困難な物質や特定の作業の**禁止・許可制**を導入

特化則、有機則で規制されている物質（123物質）の管理は、**5年後を目途**に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止することを想定

御視聴 ありがとうございました

まだまだ、
熱中症には
ごチューイ
ください！！

渴く前に飲む！



チューイカン吉